

2016 年 6 月 9 日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課 御中

〒604-8401

京都市中京区聚楽廻松下町 9-4

聚楽保育所内

京都市聚楽保育所保護者会

(代表 松本 敦)

京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての
「平成 28 年度京都市営保育所移管先法人等募集要項 (案)」
への意見および質問事項

京都市聚楽保育所において、去る 6 月 6 日付で配布されました「平成 28 年度京都市営保育所移管先法人等募集要項 (案)」について、現時点での保護者の意見および質問事項を下記の通り整理いたしました。意見・質問事項は今後も随時追加する予定ですが、まずは以下の意見・質問事項に対し、明確で一貫した論理・根拠をご提示いただきながらご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日までに出示された保護者の意見および質問事項には全てご回答いただき、それらを「募集要項」(案)に反映させた上で、「平成 28 年度第 2 回市営保育所移管先選定部会」に諮って審議していただきますようお願いいたします。また、本日の保護者説明会で回答しきれない事項については、回答期限と回答方法をお示しいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 「1 申請の資格」の(1)に「京都市内において、認可保育所、認定こども園、又は認可幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人等であること」とありますが、この「等」には何が含まれる予定ですか。また、「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
2. 「2 選定の手順」の(※1)に「申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります」とありますが、この「第一次審査の実施前」の「確認」は誰がどのような基準で行う予定ですか。また、それはその権限はどのような根拠によって保障されるものですか。
3. 上記について、「計画を実現するための具体的な方策」が「確認」できない以上、「対象外とすることがあります」という曖昧な表現を用いず、「審査の対象外とする」と断言すべきではないですか。
4. 「2 選定の手順」の(※2)に「申請者が多数の場合は、第一次審査(書面審査)の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります」とありますが、「多数」

- とは具体的に何件でしょうか。また、恣意的な選考を排するためにも「多数」と判断する件数の目安を募集要項に明記すべきではないですか。
5. 「2 選定の手順」の(※3)に「なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります」とありますが、その場合、審査結果および「該当者なし」とする理由は開示されますか。開示される場合は、その開示時期や方法、対象を教えてください。開示されない場合はその合理的な理由をお示しください。また、募集要項には審査結果やその理由を開示あるいは不開示とする旨を明記すべきではないでしょうか。
 6. 上記について、「該当者なし」との判断は誰が下すものですか。また、判断の主体を募集要項に明記すべきではないですか。
 7. 上記について、「再公募を行う場合があります」とありますが、「再公募を行わない場合」もあるということでしょうか。
 8. 上記について、船岡乳児保育所は再三の公募にも関わらず移管先が決定されませんでした。その間子どもたちや保護者への影響や負担は非常に大きいものとなります。一度の公募で移管先が決まらなければ、再度の公募は行うべきではないと考えますが如何でしょうか。
 9. 上記について、「再公募」を行う／行わない基準・条件はどのようなものを想定されていますか。また、それは誰がどのように判断する予定ですか。判断の主体を募集要項に明記すべきではないですか。
 10. 上記について、どうしても「再公募」をおこなう場合、その判断はいつ誰が行いますか。また、それらについて募集要項に明記する必要があるのではないですか。
 11. 上記について、どうしても「再公募」をおこなう場合、子どもたちや保護者への影響や負担を軽減するためにどのような措置を予定されておられますか。
 12. 上記について、どうしても「再公募」をおこなう場合、子どもたちと保護者の同意なく募集要項や募集条件に変更を加えないことを募集要項に明記してください。
 13. 上記について、併せて、そもそも申請者が無かった場合の対応も募集要項に明記すべきではないですか。
 14. 「3 申請手続」の「(1) 申請方法」の「イ 提出期間」に申請の提出期間として「受付は午前9時から午後4時まで(土、日曜日は除く)」とありますが、「3 申請手続」の「(2) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」では質疑の受付期間が「持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)」となっています。申請と質疑で受付終了時刻が異なる理由は何ですか。また、申請は土日以外の祝祭日も受け付けるとのことでしょうか。それとも申請期間に祝祭日を挟む予定が無いということでしょうか。募集要項案の段階であるにも関わらず現時点で申請期間が確定しているということでしょうか。
 15. 「3 申請手続」の「(2) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」に「質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、持参してください」とあり、「提出日時及び場所」として「持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)」とあります。申請予定者が電子メールで質疑を提出する場合は、受付期間の開始日の何時から最終日の何時までに送信する必要がありますか。電子メールで質疑を受け付ける場合の受付時間を募集要項に明示する必要があるのではないですか。

16. 「3 申請手続」の「(2) 質疑及び回答」の「ウ 回答」に「質疑回答書を(中略)保育課ホームページに掲載します」とあります。「保育課ホームページ」とは京都市の公式ホームページである「京都市情報館」中の京都市保健福祉局子育て支援部保育課のページという意味でしょうか。そのように募集要項に明記するか又はURLを明示する必要があるのではないですか。
17. 上記について、「保育課ホームページ」のどこに、どのような形で掲載される予定ですか。また、それはいつ掲載され、いつまで掲載される予定ですか。掲載の事実はどうのように周知される予定ですか。
18. 「3 申請手続」の「(2) 質疑及び回答」の「ウ 回答」に「質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします」とあります。そうであれば当然、質疑回答書についても子どもたちと保護者に事前に開示し意見を述べる機会を設けてください。
19. 「3 申請手続」の「(5) 著作権の帰属等」に「京都市は事業計画等申請書類の内容及び移管先候補者の選定結果を公表する場合があります」とありますが、公表しない場合もあり得るということですか。曖昧な表現を用いず、断言すべきではないですか。
20. 「3 申請手続」の「(7) 資料の取扱い」に「本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます」とありますが、申請にあたって京都市側から資料を提供することがあり得るということでしょうか。具体的にどのような資料の提供を想定されていますか。また、資料の提供が公平な審査・選定の妨げとならないためにどのような措置を講じる予定ですか。
21. 「3 申請手続」の「(8) 留意事項」に「申請者が、移管先候補者の選定に関して市営保育所移管先選定部会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります」とありますが、「移管先候補者の選定に関して」ではない「接触」であれば許容されるということでしょうか。その基準や条件を募集要項に明記してください。また、「接触の事実が認められた場合」とありますが、その「事実」を誰がどのように判断するのか募集要項に明記してください。
22. 上記について、「失格となることがあります」とありますが、「選定に関して」の「接触の事実」が認められた以上は「失格となることがあります」という曖昧な表現を用いず、「失格になります」と断言するか、「失格」以外の罰則や審査にあたっての減点も設けた上でそれらを募集要項において明示すべきではないですか。
23. 「4 移管先候補者の選定等」の「(1) 移管先候補者の選定方法」に「移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します」とありますが、この「審査」は誰がどのように行うのでしょうか。
24. 上記に関わって、この募集要項では「市営保育所移管先選定部会」の位置づけが全く明らかにされておらず、わずかに「3 申請手続」の「(8) 留意事項」に「市営保育所移管先選定部会の委員と接触ことを禁じます」という記載があるのみです。募集要項において「市営保育所移管先選定部会」の役割や責任と審査・選定にあたっての位置づけを明確に示してください。
25. 「4 移管先候補者の選定等」の「(1) 移管先候補者の選定方法」の「ア 第一次

審査（書面審査）」に「申請者が多数の場合は、第一次審査の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります」とありますが、「多数」とは具体的に何件でしょうか。また、恣意的な選考を排するためにも「多数」と判断する件数の目安を募集要項に明記すべきではないですか。その上で「選考することがあります」という曖昧な表現を改め、「選考します」と断言すべきではないですか。

26. 「4 移管先候補者の選定等」の「(1) 移管先候補者の選定方法」の「イ 第二次審査（実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査）」に「実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、第一次審査（書面審査）の評価点を補正し、合計の得点（150点満点）をもって、申請者の総得点とします」とありますが、この「プレゼンテーション審査・ヒアリング審査」は誰がどのような基準で評価・採点するのですか。また「プレゼンテーション審査・ヒアリング審査」が恣意的に評価されることがないよう、どのように公正を期する予定なのか、その方法を募集要項に明示してください。
27. 上記について、「第一次審査（書面審査）の評価点を補正し」とありますが、この「補正」は誰がどのような基準で、どのように行うものですか。その主体や基準、方法を募集要項に明記してください。
28. 「4 移管先候補者の選定等」の「(2) 審査結果」に「移管先候補者の選定は、平成28年10月下旬の予定です」とありますが、「2 選定の手順」のフローチャートでは「移管先候補者（※3）の選定」の日程が「〇月下旬」となっています。二つの表記が混在している理由を整合的に説明してください。なお、移管先候補者の選定を「平成28年10月下旬」とする場合、募集要項案の段階であるにも関わらず現時点で選定の時期が確定しているということでしょうか。
29. 「4 移管先候補者の選定等」の「(3) 移管先候補者の選定等の公表」に「移管先候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表します」とありますが、「申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等」とは具体的にどのような内容ですか。
30. 上記について、ここにおける「等」には何が含まれる予定ですか。「等」という曖昧な表現を用いず内容を明示すべきではないですか。
31. 上記について、子どもたちと保護者には申請の「概況」や審査内容の「概要」ではなく詳細を開示してください。
32. 「4 移管先候補者の選定等」の「(5) 司会の議決に係る事項」に「仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、移管事務を停止する場合があります」とありますが、市議会での議決が得られない、または否決された以上は「移管事務を停止します」と断言すべきではないですか。市議会での議決が得られなくとも移管事務を進める場合があるということでしょうか。
33. 「4 移管先候補者の選定等」の「(5) 司会の議決に係る事項」に「市会の議決を得るまでの間に移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、移管先法人等に選定しないことがあります」とありますが、「著しく不適当と認められる事情」とは具体的にどのような事情を想定されていますか。これは法令に対する違反行為はもちろん、社会通念上「著しく不適当と認め

られる事情」も含まれますか。また、それは誰がどのような基準で判断し、どのように公表される予定ですか。

34. 上記について、「移管先法人等に選定しないことがあります」とありますが、「移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不適当と認められる事情」が生じた以上は、「選定しないことがあります」という曖昧な表現を用いず「選定しません」と断言すべきではないですか。
35. 「5 移管に係る基本的事項」の「(1) 財産の引継ぎ」の「ア 土地(市有地)」に「有償での貸付とします」とありますが、下記の「イ 建物」が「有償での譲渡又は貸付とします」とあるのに対し、土地は「貸付」のみである理由は何ですか。
36. 上記について、「移管開始後6年間は、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1/4とします」とありますが、この減額期間を設定する理由は何ですか。また「開始後6年間」の期間において額を「1/4」とすることの根拠はどのようなものですか。
37. 上記について、「京都市公有財産規則」に基づく「算出」の方法はどのようなものですか。
38. 上記について、「減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることとします」とありますが、誰と誰がいつどこでどのように協議して決定する予定ですか。また、減額期間終了後の「取扱い」をあらかじめ決定しておかない理由は何ですか。
39. 「5 移管に係る基本的事項」の「(1) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」に「有償での譲渡又は貸付とします」とありますが、「譲渡」とするか「貸付」とするかは、誰がいつどこでどのように選択し決定する予定ですか。
40. 上記について、「(ア) 譲渡」に「評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています」とありますが、その理由と補助額を評価額の「3/4」とすることの根拠はどのようなものですか。
41. 上記について、「(イ) 貸付」の「a」に「6年以内の定期建物賃貸借契約を締結し、その契約期間内に、譲渡に関する協議を行うこととします」とありますが、移管にあたってあらかじめ「譲渡に関する協議」を行わない理由は何ですか。
42. 上記について「b」に「貸付料については、京都市公有財産規則に基づき算出した額とします」とありますが、「京都市公有財産規則」に基づく「算出」の方法はどのようなものですか。
43. 上記について、「算出した額が公定価格における賃借料加算額を超える場合は、算出した額の1/2の額と賃借料加算額の高い方とします」とありますが、「公定価格における賃借料加算額」とはどのようなものですか。また「算出した額の1/2の額と賃借料加算額の高い方とします」とする根拠はどのようなものですか。
44. 「5 移管に係る基本的事項」の「(1) 財産の引継ぎ」に「ウ 備品(机、椅子、保管庫、ベビーベッド、ピアノなど)」とありますが、備品は各保育所の実状に合わせて正確に明記する必要があるのではないですか。
45. 「5 移管に係る基本的事項」の「(1) 財産の引継ぎ」の(参考)として「土地貸付料、建物譲渡額、建物貸付料及び備品価格について(見込み)」と題する表が掲げられていますが、その「※1」に「平成28年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額であり、平成30年度の貸付時には、平成29年度の固定資産税評価額を

基に算出します」とあります。上記の「ア 土地（市有地）」では土地貸付料について「京都市公有財産規則に基づき算出」する旨が明記されていますが、ここで算出の仕方が異なる理由は何ですか。

46. 上記について、「近傍地」とは聚楽保育所の場合、具体的にどこを指していますか。またそこを「近傍地」とする根拠はどのようなものですか。
47. 上記について、「※3」に「平成30年度時点の経過年数等及び上記貸付料算出の考え方に基づき算出した額であり、平成31年度以降は、貸付料の額は逡減します」とありますが、「経過年数等及び上記貸付料算出の考え方」に基づく「算出」の方法とはどのようなものですか。また「平成31年度以降」の貸付料の逡減額の算出方法はどのようなものですか。
48. 上記について、「※4」に「現在備品台帳に記載されたすべて備品を、平成30年4月に譲渡するものとし、耐用年数により減価償却した額」とありますが、この「現在」とは正確にいつの時点を指しますか。
49. 「5 移管に係る基本的事項」の「(2) 業務の引継ぎ・共同保育」に「ア 期間」として「引継ぎ」および「共同保育」の期間が示されていますが、年と月のみで日付が記載されていないのは何故ですか。また年月日を全て明記すべきではないですか。
50. 上記について、「イ 実施方法（予定）」の「(ア) 移管前（平成29年度）」の表中の「時期」欄に記載された「29」や「30」という数字はどのような意味ですか。
51. 上記について、「※京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）」における給与表等に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています」とありますが、ここにおける「給与表等」とは他に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、その算定方法はどのようなものですか。
52. 上記について、「人件費の補助を予定します」ということは「補助」がなされない場合もあり得るということですか。
53. 上記について、「(イ) 移管後（平成30年度）」の表中の「時期」欄に記載された「30」や「31」という数字はどのような意味ですか。
54. 上記について、表中の「頻度」における「必要な日数」とは何を基準として、誰がいつどのように判断する予定ですか。
55. 上記について、「※移管後の状況に応じて、本市からの派遣職員を適宜減らします」とありますが、この場合の「移管後の状況」は誰がどのような権限で、何を基準に、いつ、どのように判断する予定ですか。また、「適宜」とは具体的にどのような基準や方法に基づく予定ですか。
56. 「7 移管後の運営に係る基本事項」に「移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります」とありますが、この「基本事項の違反」は、誰が、どのような権限に基づいて、何を基準に、いつ、どのように判断する予定ですか。また、「基本事項の違反が認められた」事実と、その詳細はどのように公開される予定ですか。以上を募集要項に明記してください。
57. 上記について、【様式C】には欄外に「移管後に基本事項の重大な違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります」（下線引用者）

とあり、また（別紙４）や【様式Ｃ】には「基本事項に違反した場合の取扱い」として「移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は」（下線引用者）とあります。募集要項本文との差異を説明してください。

58. 上記について、「移管後の運営」とはいつまでの期間を指しますか。「移管後の運営に係る基本事項」のうち「当分の間」と記されていないものについては、移管先が運営し続ける限り永続的に遵守しなければならない事項ですか。
59. 上記について、「損害賠償請求」が行われるのはどのような場合ですか。また、「他の法人等への再移管」を行う場合とはどのような場合ですか。「損害賠償請求」を行うが、「他の法人等への再移管」は行わない場合、あるいは、「損害賠償請求」は行わないが、「他の法人等への再移管」は行う場合もあるということですか。それらは誰がどのような基準に基づいて判断し、どのような権限の下に決定されるものですか。
60. 上記について、「他の法人等への再移管」のためにどのような手続きをとられますか。「再移管」に向けて再度、募集・審査・選定を行うという意味ですか。それとも募集・審査・選定を経ず、任意の「法人等」に「再移管」を行うという意味ですか。
61. 上記について、「基本事項の違反が認められた」以上、「行う場合があります」という曖昧な表現を用いず、「行います」と断言すべきではないですか。
62. 上記について、「移管申請の際提出した計画について、実現のための具体的な方策が確立できない場合は、申請のあった法人等を審査の対象外とすることがあります」とありますが、そもそも「移管後の運営」において、申請時に提出された事業計画の達成・実現は、いつ、誰がどのような基準に基づいて判断しますか。また、「移管後の運営」において申請時に提出された事業計画が達成・実現されていない場合、どのような措置を取られる予定ですか。
63. 上記について、何らかの措置を取った後も事業の実施状況に明確な改善がみられず、依然として事業計画の達成・実現が困難な場合、どのように対処される予定ですか。「移管後の運営に係る基本事項」の「違反が認められた場合」に準じた対応を取ることを募集要項に明記してください。
64. 昨年度は第１回選定部会の時点で【別表】に錦林・砂川の両保育所の「施設の概要」「見取図」「位置図」が提示されていましたが、今年度は現時点で提示されていないのは何故ですか。
65. 聚楽保育所は建物の構造上、聚楽児童館と一体的に運営せざるを得ず、災害時の連携等も含めて、児童館の指定管理者との連絡・調整が必要になります。募集に際して【別表】をはじめとして、必ず募集要項中の必要箇所にその旨を明記し、申請者に周知してください。
66. （別紙１）「提出書類一覧」の「１ 事業者の概要・財務状況等」に「◎実名で作成してください」とありますが、これは仮名や偽名による作成があり得るという意味ですか。あるいは外国籍市民に対し通名ではない本名の記載をもとめるという意味ですか。
67. 上記について、「③」「事業者の概要」の「（３）役員名簿」に「ただし、他団体の役員を兼ねている場合は、団体名と役職を記載する」とありますが、これは複数の団体・役職を兼ねている場合、その全てを記載しなければならないということですか。その

際、記載漏れが認められた場合はどのように対処されますか。また、その判断は誰がどのように行う予定ですか。

68. 上記について、「④」「移管後の運営に係る基本事項確認票」に「内容を確認し、チェック欄に☑を入れてください」とありますが、「内容」の「確認」とはどのような行為を意味しますか。「確認」とは「内容」に同意し、遵守する意志を示す行為でしょうか。意味するところが明確になるような表現に改めてください。
69. 上記について、「⑤」「定款規約等」、「⑧」「現在運営している保育園の状況等」、「⑨」「決算書類等」は、いずれもその「様式」が「任意」である以上、提出書類の内容について「等」という曖昧な表現を用いず、厳密に明記する必要がありますか。
70. 上記について、「⑨」「決算書類等」の「(1) 平成26, 27年度の決算書類」に「* その他の法人等は、上記に準じる書類」とありますが、「その他の法人等」とは具体的にどのような法人を指していますか。ま「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に厳密に明記すべきではないですか。
71. 上記について、「⑩」「納税証明書等」の「(2) 市税（法人市民税及び固定資産税）」に「* 社会福祉法人及び宗教法人については、法人（市民）税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合、固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要」とありますが、申請有資格者として明記されていない宗教法人についての説明が記載されているのはなぜですか。
72. 上記について、「主な記載事項」欄の説明文に常体（である調）と敬体（ですます調）が混在しているのは何故ですか。
73. 上記について、「主な記載事項」欄の説明文に句点がある文と無い文が混在しているのは何故ですか。
74. 上記について、表の欄外に「※「提出書類」欄中、※印の書類は法人のみ提出」とありますが、そもそも「法人」以外は申請有資格者として明記されていないにも関わらず、このような説明が記載されているのは何故ですか。
75. （別紙1）「提出書類一覧」の「2 書面審査（運営実績及び事業計画）」の表中に「添付書類（書類がない場合は添付不要）」とありますが、「運営実績」について添付書類が無い状態で、「運営実績」に関する記載内容の真偽をどのように評価する予定ですか。
76. 上記および「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」には「監査指摘に対する改善状況」の添付書類として「指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書（法人運営、施設運営、利用者処遇）」とありますが、【様式3】の添付書類には「○指導監査指摘事項（法人運営、施設運営、利用者処遇）」および「○指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書（法人運営、施設運営、利用者処遇）」とあります。どちらの表記が正しいのでしょうか。また、この表記の違いは昨年度の募集要項ですでに表れていますが、これが一年以上修正されなかった理由は何ですか。
77. 上記について、「外部評価」の「添付書類」として「外部評価等（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）」とあります（下線引用者）。ところが【様式9】には【添付書類】として「外部評価（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）」と記されています（下線引用者）。どちらの表記が正しいのでしょうか。なお、この表記の間

違いは昨年度の募集要項ですでに表れていますが、これが一年以上修正されなかった理由は何ですか。

78. 上記について、「法令遵守」の「添付書類」として「守るべき法、規範、倫理等を明文化したもの」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「法令遵守」とは一般的に法令の遵守を規定するものですが、ここで法令以外の「規範」や「倫理」を同列に扱っているのは何故ですか。
79. 上記について、「情報公開」の「添付資料」として「(2) 利用者に対してサービス内容等を紹介した資料(おたより、パンフレット等)」とありますが、この2つの「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」および【様式14】の【添付資料】では「○利用者に対してサービス内容等を紹介した資料(お便り、パンフレット等)」(下線引用者)と表記されていますが、この両者の表記の違いにはどのような意味がありますか。
80. 上記および「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」には「情報公開」の「添付書類」として「(3) ホームページの構成、概要」とありますが(下線引用者)、【様式14】の【添付資料】には「ホームページの概要、構成」とあります(下線引用者)。どちらの表記が正しいのでしょうか。また、この表記の違いは昨年度の募集要項ですでに表れていますが、これが一年以上修正されなかった理由は何ですか。
81. 上記および「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」では「保育の質の確保、向上」の「添付資料」として「これまでの保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書類(研修の記録等)」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、【様式28】の【添付書類】には「(研修の記録等)」の記載がありませんが、この両者の表記の違いにはどのような意味がありますか。
82. 上記および【様式39】では「事故防止」の「添付書類」として「事故防止マニュアル等」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」には「事故防止マニュアル」とありますが、この両者の表記の違いにはどのような意味がありますか。
83. 上記について、「緊急時の対応」の「添付書類」として「緊急時の対応に関するマニュアル」「アレルギー対応に関するマニュアル」「プール事故発生時の対応に関するマニュアル」とありますが、「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」では「(1) 緊急時の対応に関するマニュアル」「(2) アレルギー対応に関するマニュアル」「(3) プール事故発生時の対応に関するマニュアル」と表記されています(下線引用者)。この両者の表記の違いにはどのような意味がありますか。
84. 上記について、「衛生管理」には「添付書類」が明記されていませんが、「書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧」および【様式42】では「添付書類」として「衛生管理に関するマニュアル」が記載されています。どちらの記載が正しいのでしょうか。
85. 上記について、欄外に「* 添付書類はA4サイズに印刷(片面印刷)し、団体名等

が記載されている場合は、当該箇所を黒塗り等により塗りつぶしてください」とありますが、「団体名等」の「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「黒塗り等」の「等」は、他に色や方法があるということでしょうか。その場合、色や方法に関わらず「判断できないようにすること」を明記することが必要ではないでしょうか。

86. (別紙2)「書面審査の項目及び基準」について、それぞれの項目の「係数」は誰がどのような基準で設定したのか教えてください。
87. 上記について、現行の募集要項案に記載された「係数」からは、何を重要事項と判断し、何を評価したいのか、その傾向を窺うことができません。各係数の設定理由を合理的に説明してください。
88. 上記について、「1」「組織内連携」の「審査基準」に「(運営主体が個人の場合は当該施設内で緊密な連携が図られているか。)」とありますが、「運営主体が個人の場合」とはどのような場合が想定されていますか。また、「運営主体が個人の場合」でも申請可能だとすれば、そのことについて他の箇所で説明がなされていないのはなぜですか。
89. 上記について、「4」「事故及び不祥事」の「審査基準」に「団体等の運営上、過去2年間において重大な事故や不祥事がなかったか。事故発生後の対応は適切か」とありますが、これは「重大な事故や不祥事」の有無を審査するものか、「事故発生後の対応」の適切／不適切を審査するものか、どちらですか。このような明確なダブルバインドは「審査基準」として極めて不適当だと考えますが、いかがですか。
90. 上記について、「10」「苦情解決」の「審査基準」に「苦情があった際に適切に対応しているか。(第三者委員会を設置しているか。)」とありますが、これは「苦情があった際」の対応の適切／不適切を審査するものか、「第三者委員会」の設置の有無を審査するものか、どちらですか。このような明確なダブルバインドは「審査基準」として極めて不適当だと考えますが、いかがですか。また、この「審査基準」は昨年度の募集要項と変わりありませんが、このような明確なダブルバインドが存在しながら、昨年度はどのように審査が可能になったのか教えてください。
91. 上記について、「苦情があった際」の対応の適切さではなく、実際に「苦情」を解決できているかどうかを審査する必要はありませんか。
92. 上記について、「12」「人材育成」の「審査基準」に「研修の実施により、保育の質の向上、職員の育成に取り組んでいるか」とありますが、「人材育成」は「研修の実施」によってのみ実現されるものですか。また、この「審査項目」は「研修の実施」の有無のみを審査するものですか。
93. 上記について、「13」「法令遵守」の「審査基準」に「守るべき法、規範、倫理等が明文化され、職員に周知されているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「法令遵守」とは一般的に法令の遵守を規定するものですが、ここで法令以外の「規範」や「倫理」を同列に扱っているのは何故ですか。
94. 上記について、「14」「情報公開」の「審査基準」に「経営、運営状況等の情報が積極

的に公開されているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。

95. 上記について、「15」「保育の方針」の「審査基準」に「保育の方針が明らかにされており、当該方針の下で子どもを主体とした保育が行われているか」とありますが、これは「保育の方針」が明らかにされていることの有無を審査するものか、「当該方針の下で子どもを主体とした保育が行われているか」どうかを審査するものか、どちらですか。このような明確なダブルバインドは「審査基準」として極めて不適当だと考えますが、いかがですか。また、この「審査基準」は昨年度の募集要項と変わりありませんが、このような明確なダブルバインドが存在しながら、昨年度はどのように審査が可能になったのか教えてください。
96. 上記について、「子どもを主体とした保育」とはどのようなもので、書面上でどのように審査することができるのか教えてください。
97. 上記について、「16」「乳児の保育」の「審査基準」にある「産休明け（生後 57 日）保育」とはどのような意味ですか。「産休明け（生後 57 日以降）すぐからの保育」あるいは「生後 57 日（産休明け）からの保育」という意味ですか。意味するところが明確になるよう表記すべきではないですか。
98. 上記について、「17」「個別事情に配慮した給食の提供」の「審査基準」にある「離乳食、摂食障害、食物アレルギー、宗教上の理由、体調不良等の個別事情に応じた調理、配膳、食事環境等の対応がなされているか」とありますが、この 2 つの「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
99. 上記について、「19」「保育士の勤続年数」の「審査基準」に「法人等全体でベテラン、中堅、若手職員がバランス良く配置されているか」とありますが、職員配置の勤続年数毎の「バランス」の良し悪しだけを審査するものですか。また、「法人等」が現在運営している保育所・保育園ではなく「法人等全体」の職員配置を審査するのは何故ですか。
100. 上記について、「20」「保育の質の向上」の「審査基準」に「保育の計画や保育記録が定型化されており、定期的に報告会等が開催されているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
101. 上記について、「21」「意思決定」の「審査基準」に「重要な意思決定について、職員、保護者に対して十分な説明がなされているか」とありますが、「重要な意思決定」について、その決定プロセスの適切さではなく、「職員、保護者」に対する説明の有無を審査されるのは何故ですか。
102. 上記について、「23」「地域交流・地域における子育て支援」の「審査基準」に「地域住民や関係機関等との連携及び地域における子育て支援に対する考え方は妥当か」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
103. 上記について、「24」「利用者の尊重」の「審査基準」に「人権の尊重、守秘義務、個

人情報保護、説明責任についての理念を明示しているか」とありますが、「遵守しているか」どうかではなく「明示しているか」どうかを審査されるのはなぜですか。「明示」していれば遵守されなくても良いということですか。

104. 上記について、「26」「情報開示の積極的姿勢」の「審査基準」に「積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか」とありますが、「情報開示」を積極的におこなっているかどうかではなく、その姿勢を示しているかどうかを審査されるということですか。
105. 上記について、「27」「利用者の意見反映」の「審査基準」に「利用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか」とありますが、この場合「たり」は並列助詞として用いられているので、明らかに誤用ではないですか。この明確な誤用が一年以上修正されていない理由は何ですか。また、「など」には具体的に何が含まれますか。「など」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
106. 上記について、「31」「職員の配置計画」の「審査基準」に「職員の配置基準を満たすとともに、勤続年数豊富な施設長、主任保育士、保育士等を配置する計画となっており、職員確保の方策が具体的に示されているか」とありますが、これは「職員の配置基準」を満たしているかどうかを審査するものですか、「勤続年数豊富な施設長、主任保育士、保育士等を配置する計画」になっているかどうかを審査するものですか、それとも「職員確保の方策が具体的に示されているか」どうかを審査するものですか。のような明確なダブル（トリプル）バインドは「審査基準」として極めて不適当だと考えますが、いかがですか。
107. 上記について、「35」「人材育成への貢献」の「審査基準」に「実習生受入れ等保育人材の育成への貢献に係る体制が整備されているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
108. 上記について、「43」「防災対策」の「審査基準」の書式にミスがあるため、正確に判読することができません。
109. 上記について、仮に「非常災害時の対応に関するマニュアルを整備し、消火訓練、避難訓練等の実施計画や備えがあるか」とすると、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
110. 上記について、「44」「団体のPR」の「審査基準」に「移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれていますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
111. （別紙3）「実地審査項目」について、欄外に「※「書面」に○がある項目については、実地審査で確認したうえで、書面審査において付点します」とありますが、当該項目については実地審査の評価点には入らないということですか。分かりやすく表記する必要はありませんか。

112. 上記について、「3 快適な施設環境の確保」の「審査項目（小項目）」に「（1）子どもが快適に過ごせるような環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
113. 上記について、「5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取組」の「審査項目（小項目）」に「（5）外国籍や帰国子女など、文化の異なる子どもに対して適切な配慮がなされているか」とありますが、書面審査では「外国に文化的背景をもつ子ども」と表記されているのに対し、ここでは「外国籍や帰国子女など」と、より限定的な表現になっているのは何故ですか。「外国に文化的背景をもつ子ども」の多くが日本国籍である点を踏まえて審査項目を作成されていますか。
114. 上記について、「1 保育の内容」の「審査項目（小項目）」に「（1）子どもが主体的に活動できる環境構成（おもちゃ・絵本、教材、落ち着いて遊べるスペースなど）ができているか」とありますが、この「など」には具体的に何が含まれますか。「など」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
115. 上記について、「（8）食事の場、食材、食器等に配慮しているか」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
116. 上記について、「4 保護者との交流・連携」の「審査項目（小項目）」に「（2）個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか」とありますが、これは「個々の保護者との日常的な情報交換」の有無を審査するのか、「個別面談等」の有無を審査するのか、どちらですか。このような明確なダブルバインドは「審査基準」として極めて不適当だと考えますが、いかがですか。
117. 上記について、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
118. （別紙4）「移管後の運営に係る基本事項（●●保育所）」について、欄外に「※以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日まで在園していた児童が卒園するまでの期間とします」とありますが、「移管日の前日まで在園していた児童が卒園するまでの期間」とはどういう意味ですか。「移管日の前日まで在園していた」のであれば「移管日の当日」およびそれ以降は「在園」していないことになりませんか。
119. 上記について、このような明確な誤りが一年以上修正されなかった理由は何ですか。また、昨年度以前の移管先法人等の募集に際しても同じ表現が用いられていましたが、明確な誤りを含みながら締結された協定は無効ではありませんか。遡及的に修正を行うなど、対処方法を教えてください。
120. 上記について、「1 保育所運営」の「定員・運営」に「就学前までの6年間を見通した保育を実施すること」とありますが、一度入所した児童の就学前までの保育を保障するという意味ですか。「6年間を見通した保育」の厳密な定義を教えてください。
121. 上記について、「移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこと」とありますが、「沿う」とは一般に方針や基準となるものに従い、そこから離れないようにすることであり、「遵守」とは異なります。「遵守」ではなく「沿った」

という、より曖昧な表現を用いているのは何故ですか。

122. 上記について、「乳児保育」に「産休明け（生後 57 日）保育を実施すること」とありますが、「産休明け（生後 57 日）保育」とはどのような意味ですか。「産休明け（生後 57 日以降）すぐからの保育」あるいは「生後 57 日（産休明け）からの保育」という意味ですか。意味するところが明確になるよう表記すべきではないですか。
123. 上記について、「費用負担」に「移管日の前日まで在園していた児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと」とありますが、「移管日の前日まで在園していた児童」とはどういう意味ですか。「移管日の前日まで在園していた」のであれば、「移管日の当日」およびそれ以降は「在園」していないことになりませんか。
124. 上記について、このような明確な誤りが一年以上修正されなかった理由は何ですか。また、昨年度以前の移管先法人等の募集に際しても同じ表現が用いられていましたが、明確な誤りを含みながら締結された協定は無効ではありませんが。適時的に修正を行うなど、対処方法を教えてください。
125. 上記について、「やむを得ず市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること」とありますが、「誰」に「市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める」のか、目的語を明示するべきではありませんか。
126. 上記について、「三者協議会」で「協議」をすれば実施できるものですか。「三者協議会」における承認や同意が明記されていないのは何故ですか。
127. 上記について、「安全管理」に「AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと」とありますが、「AEDを設置」するだけでなく、日常的な設備点検や動作確認を義務づける必要はありませんか。
128. 上記について、「2 職員について」の「施設長」に「施設長に専任し、次のいずれかを満たすこと」とありますが、「誰」を施設長に専任するのかが不明確ではないですか。「次のいずれかを満たす者を施設長に専任すること」と表記すべきではないですか。
129. 上記について、「施設長に専任」する基準として「・社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）」「・認可保育所での保育経験 12 年以上」「・社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）」とありますが、ここに挙げられた経験年数は連続勤務年数を意味するのか、非連続の勤務年数の合計を意味するのか、どちらですか。また、経験年数は正規職員としての経験年数を問うのか、非正規職員としての経験年数も問うのか、どちらですか。
130. 上記について、「社会福祉事業の経験」とは「社会福祉事業を実施している事業所での勤務経験」という意味ですか。「経験」の内容は問われないのですか。「社会福祉事業の経験」の厳密な定義を教えてください。
131. 上記について、「保育士」に「次の常勤保育士を確保し、移管を受けた園において勤務させること」として「・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験 10 年以上又は法人が運営する園で経験が 7 年以上の保育士を 2 人以上（うち 1 人は乳児保育経験のある者）」「・保育士等として経験 5 年以上の保育士を 1 / 3 以上」と

- ありますが、「2人以上」あるいは「1／3以上」で良いとする合理的な根拠を教えてください。
132. 上記について、ここに挙げられた経験年数は連続勤務年数を意味するのか、非連続の勤務年数の合計を意味するのか、どちらですか。また、経験年数は正規職員としての経験年数を問うのか、非正規職員としての経験年数も問うのか、どちらですか。
133. 上記について、この規定では常勤保育士のうち「乳児保育経験のある者」を最低1名勤務させれば良いということになりますが、「移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行う」のであれば、乳児は最低でも3クラス設けることになるため、「乳児保育経験のある者」を最低でも3名以上勤務させる必要がありますか。
134. 上記について、「保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上」を基準としながら、「法人が運営する園」であれば「経験が7年以上」で良いのは何故ですか。
135. 上記について、「・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園で経験が7年以上の保育士」についても、人数ではなく予定される全体の保育士数に対する割合を示すべきではないですか。
136. 上記について、「引継ぎ・共同保育」に「市が市営する引継期間」として「※ 移管前年度の 4月～10月 施設長予定者、主任保育士予定者、原則週1回」とありますが、【様式C】の「引継ぎ・共同保育」では「※ 移管前年度の 4月～9月 施設長予定者、主任保育士予定者、原則週1回」とあります。（別紙4）と【様式C】の記載が異なる理由を教えてください。
137. 上記について、「1月～3月 施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者（各クラス1名） 調理員予定者1名 原則週5回」とありますが、給食は季節毎の食事の特色や夏期の食中毒対策等の引き継ぎが必要であると考えられるにも関わらず、「調理員予定者」の引き継ぎが1～3月の3ヶ月のみで良いとされているのは何故ですか。
138. 上記について、「移管前に移管対象保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用する等当該職員が引き続き同園において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること」とありますが、「移管先法人において雇用する等」の「等」には具体的に何が含まれますか。「移管前に移管対象保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合」に、「当該職員が引き続き同園において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務」するにあたって、「移管先法人において雇用する」以外の雇用方法が想定されているのですか。また、この場合「移管先法人において雇用する」とは移管先法人の「移管対象保育所」以外の事業所等での雇用も想定されていますか。
139. 上記について、「当該職員が引き続き同園において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること」とありますが、雇用の維持を義務化するのではなく、努力義務としているのは何故ですか。
140. 上記について、「移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じること」とありますが、「不誠実に応じること」あるいは「応じないこと」があり得るということですか。「誠実に」の厳密

な定義を教えてください。また、「必ず応じること」と表記されていないのは何故ですか。

141. 上記について、「移行期間としての共同保育期間」以降は「保育内容や職員配置等運営」について「市からの助言・要請」に「誠実に応じる」必要は無いということですか。聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持するためには、「移行期間としての共同保育期間」終了後であっても、少なくとも「当分の間」の「市からの助言・要請」への対応についても明記すべきではないですか。
142. 上記について、「職員の育成」に「共同保育期間においては、市が指定する市営保育所職員研修等」に出席すること」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持するためには、「共同保育期間」終了後であっても、少なくとも「当分の間」については「市が指定する市営保育所職員研修等」への出席を義務づけるべきではないですか。
143. 上記について、「市が指定する市営保育所職員研修等」の内訳と予測される効果について教えてください。
144. 上記について、「3 その他」の「三者協議会の設置」に「保育体制の確保（ただし保育標準時間の時間帯に限る）等、保護者代表の出席に配慮すること（年5回程度、1回1～2時間程度）」とありますが、「保護者代表の出席」への「配慮」として「保育体制の確保」以外に具体的に何が想定されていますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
145. 上記について、「保育体制の確保（ただし保育標準時間の時間帯に限る）」とありますが、「保育標準時間の時間帯」を超える場合、「保育体制の確保」はなされないということですか。それとも移管先法人ではなく京都市の責任において当該時間帯の保育を確保されるということですか。
146. 上記について、「（年5回程度、1回1～2時間程度）」とありますが、回数や時間ではなく、必要に応じて保護者や京都市の求めによって三者協議会を開催する旨を明記すべきではないですか。
147. 上記について、「情報開示」に「保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。また、「努める」の厳密な定義を教えてください。
148. 上記について、「内容の変更」に「移管日の前日に在籍していた児童が卒園した後であっても、基本事項の内容の変更にあたっては、保護者の理解を得るように努めること」とありますが、「努める」の厳密な定義を教えてください。また、保護者の同意と承認を必要とすると明記していないのは何故ですか。
149. 上記について、「基本事項に違反した場合の取扱い」に「申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市からの損害賠償請求に応じること」とありますが、「申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合」、京都市は必ず損害賠償を請求しますか。また、「申請の資格又は基本事項の違反」は誰が、どのような基準で判断する予定ですか。

150. 上記について、「保護者対応」に「保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応すること」とありますが、「不誠実に対応すること」あるいは「対応しないこと」があり得るということですか。「誠実に」の厳密な定義を教えてください。
151. 上記について、「その他」に「現在法人が運営する既設の保育園を廃止又は大幅縮小しないこと」とありますが、「大幅」ではない「縮小」はあり得るということですか。
152. 上記について、何らかの事情で移管先法人等が移管対象保育所の運営を断念・放棄せざるを得ない状態にいたった際にはどうなりますか。
153. 上記について、「Ⅱ 保育内容等」の「保育内容全般」に「保育所保育指針に沿いながら、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を尊重し、保育運営を行うこと」（下線引用者）とありますが、【様式C】の「保育内容全般」には「現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止めて、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照）」（下線引用者）とあります。（別紙4）と【様式C】の記載が異なる理由を教えてください。
154. 上記について、「沿う」とは一般に方針や基準となるものに従い、そこから離れないようにすることであり、「遵守」とは異なります。「保育所保育指針」を「遵守」するのではなく「沿いながら」という、より曖昧な表現を用いているのは何故ですか。
155. 上記について、「尊重」とは一般に尊いものとして重んずる態度をいい、「遵守」とは異なります。聚楽保育所の保育内容・保育水準の維持を約束しながら、「現在市営保育所が実施している保育内容」を「遵守」するのではなく「尊重」という、より曖昧な表現を用いているのは何故ですか。
156. 上記について、「障害児保育」に「現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒園又は退園までの保育を保障すること」とありますが、この「現在」とは正確にいつの時点を指しますか。
157. 上記について、「引き継ぐ」とされる「市営保育所における障害児保育の取組」の内容を教えてください。また、「保育内容全般」において「現在市営保育所が実施している保育内容」について「市営保育所保育のガイドライン」を「参照」するよう指示しているのと同様に、ここでも「市営保育所保育のガイドライン」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を参照するよう指示するべきではないですか。
158. 上記について、「配慮の必要な子どもの受け入れ」に「「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること」とありますが、「努めること」の厳密な定義を教えてください。問われるのは「努め」ているかどうかであり、結果はともなわなくとも良いということですか。具体的な義務や数値目標が設定されていないのはなぜですか。
159. 上記について、「宗教的な保育」に「当分の間は、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）」とありますが、子どもや保護者の信教の自由の権利を保障するためには、

具体的な保育実践・行為のみならず、その保育理念において宗教性を排し、市営保育所の保育理念を維持・継続するよう明記する必要があるのではないですか。

160. 上記について、
161. 上記について、「子育て支援事業」として「園庭開放、子育て相談等、地域子育て支援事業を実施すること」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
162. 「別添2」「●●保育所が保護者に求める費用負担の内訳」に「(参考)」として「○保護者会において、月額数百円(保護者会が定める。)を徴収している」とありますが、これはいわゆる「保護者会費」を指すものですか。
163. 上記について、「※ 上記は平成28年4月時点の項目及び額であり、平成29年度に見直しを行う予定です」として「・午睡用布団 保護者負担」「・所外保育交通費 保護者負担(実費)」「・帳面 保護者負担(実費)」が「(見直し予定)」項目に挙げられていますが、この「見直し」がいかなる法令にも抵触するものではないことを明確・論理的に説明してください。
164. 上記について、2014(平成26)年9月時点で、民間移管にあたっての市営保育所の保育内容・保育水準や費用負担の維持を確約しながら、移管前に一方的に費用負担の変更や保育内容の変更を通達するのは不当なものといえませんか。
165. 「別添4」「市営保育所の民間移管に係る三者協議会について」の「2 構成」に「(1) 保護者」「保護者代表(各クラス1名)」とありますが、1名あたりの負担の重さや各クラスの意見を的確に代表するためには、2名以上を選出する必要があるのではないですか。また、保護者がやむを得ない理由で三者協議会を欠席せざるを得ない時のために、委任手続きを明確にしておく必要はありませんか。
166. 上記について、「(3) 京都市」に「●●保育所 所長(移管時まで)、副所長(共同保育終了時まで)」「保育課 公営保育所担当課長、保育課保育担当課長」とありますが、「●●保育所 所長(移管時まで)、副所長(共同保育終了時まで)」という表記に倣えば、「保育課 公営保育所担当課長、保育担当課長」と表記するのが適当ではないですか。
167. 上記について、「(4) その他」「三者協議会において必要と認めた者」とありますが、具体的にどのような人の参加が想定されていますか。
168. 上記について、「5 開催頻度」として「年5回程度(予定)(臨時開催あり)」とありますが、(別紙4)「移管後の運営に係る基本事項(●●保育所)」の「三者協議会の設置」には「(年5回1~2時間程度)」と記載されています。この「1~2時間程度」という開催時間は記載しなくても良いのですか。
169. 上記について、「臨時開催」とは具体的にどのような際に開催されるものですか。また、それは誰の、どのような判断に基づいて開催が決定されますか。
170. 上記について、「6 設置期間」に「移管日の前日に在籍していたすべての児童が移管後の保育園等を退園するまでの期間」とありますが、「移管日の前日に在籍していた」とはどういう意味ですか。「移管日の前日に在籍していた」ということであれば、「移管日の前日まで在園していた」のであれば「移管日の当日」およびそれ以降は「在

図」していないことになりませんか。

171. 上記について、三者協議会中の保育体制の確保について明記されていないのは何故ですか。
172. 上記について、保護者代表以外が三者協議会を傍聴することは、保護者にとっての権利であると考えますが、保護者代表以外の保護者の傍聴について明記されていないのは何故ですか。また、保護者代表以外の保護者の保育は保障されないのですか。
173. 【様式A】「京都市営保育所移管申請書」の「移管を申請する施設の名称」に「☐ 聚楽保育所 ☐ 山ノ本保育所」とありますが、「建物の引継ぎ方法の希望」の欄の表記に倣い「いずれかをチェック」する旨を記載しなくても良いのですか。
174. 【様式B】「申請資格及び事業者の連絡先」の「1 申請資格」に「募集要項「1 申請の資格」を参照し、「1 申請の資格」の各号に掲げる条件に該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を申告欄に記入してください」とありますが、「×」が記入された場合はどうなりますか。
175. 上記について、「2 事業者の連絡先」として「所属（施設名等）・役職名」「勤務する事務所等の所在地」「電話等」とありますが、これらの「等」にはそれぞれ具体的に何が含まれますか。「等」という曖昧な表現を用いずその指し示すところを募集要項に明記すべきではないですか。
176. 上記について、欄外に「* 連絡先の担当者名は、実務担当者を含め複数名記入願います」とありますが、具体的に何名の記入が必要ですか。また、記入欄が足りない場合は用紙を複写の上書き足すということですか。
177. 【様式C】「移管後の運営に係る基本事項（●●保育所）」に「市営保育所の移管に当たっては、以下の基本以降を遵守していただきます。内容を御確認いただきチェック欄にチェックをしてください」とありますが、「内容」を「確認」とはどのような意味ですか。「※ 下記基本事項を遵守していただけない（全ての項目にチェックがない）場合、審査の対象外となります」とある以上、単に「内容」を「確認」するだけでなく、「遵守」する旨を意思表示したものと考えることができますか。

以上

(別紙)

- 1 現在、市内で保育所、認定こども園を運営するのは、社会福祉法人、宗教法人、個人（評議会含む。）、学校法人です。募集要項への記載は、「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者」とします。
- 2 移管後の運営に係る基本事項の全てのチェック欄にチェックがない場合、市の判断で審査の対象外とします。【様式C】に明記しています。
- 3 基本事項のチェック欄にチェックがない場合、対象外とします。
- 4 これまでの部会（委員会）における議論の中で、柔軟な対応ができるようこのような文言となっています。（当初事務局案として上位3団体について二次審査をすることを提案しましたが、一次審査では外形しかわからない可能性があるとの意見がありました。）基準については、部会の中で合議で決めます。
- 5 移管先候補者の選定の時期に、審査結果及び該当者なしとした理由を公表します。
- 6 選定部会による審査の結果、該当者なしとする場合があります。
- 7 再公募を行うことを基本として京都市が判断します。
- 8 再公募を行うことを基本と考えています。
- 9 再公募することを基本とし、京都市が判断します。
募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。
- 10 再公募実施の判断時期は、その時の状況によります。
募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。
- 11 子ども、保護者の影響や不安が軽減されるよう、意見を聴きながら進めます。
- 12 再公募を行う際の募集要項についても、保護者に説明し、部会において意見聴取を行いますが、大きな変更はないものと考えています。
募集要項には、再公募時の内容まで明記する必要はないものと考えております。
- 13 申請がなかった場合は、再公募を行うこととなる見込みです。
募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。
- 14 申請については、その場で書類を確認するため時間を要するので、午後4時までとしています。質疑については、後日回答することとしているため、5時までとしています。
申請期間は未定であり、最終的に申請受付除外日（祝日）を確定し、募集要項に反映させます。
- 15 メールの場合、直接その場で職員が対応する必要があるため、時間の制限を設けておらず、期間中受け付けます。
- 16 京都市情報館のページであること及びURLを記載します。
- 17 「市営保育所の民間保育園への移管」の項目に掲載します。掲載期間は特に定めておりません。掲載の周知はツイッター等で行います。
- 18 質問への回答は、市が作成し、選定部会委員の確認をとったうえで行うこととしています。保護者には事前に開示します。
- 19 「及び移管先候補者の選定結果」を削除します。

- 20 募集要項に掲載していない、施設の整備時期や修繕履歴、老朽化の状況が分かる資料や、利用者の状況（配慮が必要な児童の状況等）、維持管理経費等、より質の高い提案を得るための情報提供を行うことがあります。
- 21 委員の業務上、申請者と接触する可能性があります。
接触の事実確認は、委員、その他の者からの情報提供が主になると考えられ、事実確認は京都市が委員及び関係者から聴き取りを行い判断します。
- 22 接触（要求等）の程度により、失格とするかは市が決定します。
- 23 「移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い～」に修正します。
- 24 選定部会の位置付けについて注釈を付けます。
- 25 （４に対する回答と同様です。）
- 26 プレゼン・ヒアリング審査では、書面審査・実地審査を踏まえ、直接聴き取りにより確認した方がよいと部会で協議した事項についてヒアリングを行い、書面審査の評価点を補正するものであり、プレゼン・ヒアリング審査自体に点数が付くものではありません。
- 27 選定部会で合議のうえ、評価点の補正を行います。
- 28 スケジュール案としてお示ししたとおり、移管先候補者の選定は10月末を予定しています。1ページ目にも明記します。
- 29 以下の項目について公表します。
・施設概要（施設名、所在地、施設規模等）
・移管先候補者（団体名、代表者名、主たる事務所の所在地）
・公募の概況（応募団体数、応募団体名称、募集日程）
・選定委員
・選定の概況（選定理由、審査結果一覧）
- 30 上記の内容を公表することとしていますが、列記することが必要とは考えておりません。
- 31 分かりやすくするため、概要としています。要望があれば可能な範囲でより詳細に開示します。
- 32 議決を得られない理由、否決の理由により、その後の対応を検討します。
- 33 申請資格の違反、重大な事件・事故等、社会通念上著しく不相当と考える事情であり、当該事情に応じて市が判断します。
- 34 事情に応じて市が判断します。
- 35 地域にもよりますが、土地の購入は応募団体にとって非常に負担が大きく、難しいと考えられるため、貸付のみとしています。
- 36 移管先法人の経営の安定化を図るため、減額期間を設けています。開始後6年間は、移管前日に在籍している子どもが卒所するまでの間、1／4は社会福祉施設勸奨補助金制度（社会福祉施設の設置に際し、市が3／4を補助する制度）を参考にした割合としています。

- 37 「使用料（年額）＝固定資産評価単価（※１）×使用面積×算定率（※２）」の計算式で算出します。
 ※１ 近傍類似地の前年度の固定資産評価額／近傍類似地の前年度の固定資産評価面積
 ※２ ３．５％
- 38 京都市と移管先法人で協議のうえ、決定します。その時点の京都市の公有財産の考え方、法人の財務状況を勘案し決定します。
- 39 申請に際して、申請者が選択します。
- 40 社会福祉施設勸奨補助金制度を活用した民間保育園新設の場合と同様の扱いとなるよう、評価額の３／４を補助することにより、評価額の１／４の負担で譲渡することとしています。なお、この方法は平成１７年度及び１８年度に実施した公設民営施設の民営化の際に採用した方法です。
- 41 移管先法人の財務状況や改修時期を勘案しながら、適当な時期に協議を行うものです。
- 42 「使用料（年額）＝建物評価額（※）×１０．０％」の計算式で算出します。
 ※建築価格であり、建築後年数を経ているものは次のとおり算出します。
 建物評価額＝再築価格（※１）×（１－残存割合０．１）×残存期間／耐用年数＋再築価格×残存割合０．１
 ※（建築価格が不明なとき）使用料算定前年度の着工建築物１㎡あたりの工事予定額×延床面積
 残存割合・・・「減価償却資産の耐用年数等に関する（財務）省令」の別表第９「減価償却資産の残存割合表」に定められた「残存割合」欄の数値（１０／１００＝０．１）
 耐用年数・・・上記の省令の別表第１「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に定められた「耐用年数」欄の数値
- 43 <賃借料加算>
 ○加算の要件（以下の全てに該当）
 ・保育所の用に供する建物が賃貸物件であること
 ・賃借料が発生していること
 ・国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
 ・減価償却加算の対象となっていないこと
 <１／２減免>
 理財局長通知（Ｈ８．２．７）により、減免の上限は５０％とされています。
 賃借料加算額がその額を超える場合は、運営費の賃借料加算として入ってくる額を貸付額とすることとしています。
- 44 備品は各保育所のその時々により変化するもので、引き継ぐ時点で当該保育所にある備品を引き継ぐこととしています。
- 45 算出の方法は同じです。
- 46 対象保育所の近隣地（３箇所）の評価額を参考にしています。
- 47 （４２に対する回答と同様です。）
- 48 日付（Ｈ２８．４．１時点）を記載します。
- 49 年月日を記載します。
- 50 それぞれ「平成２９年」、「平成３０年」という意味です。募集要項に「平成」を追記します。

- 51 給与表に基づく基本給，社会保険料事業主負担分，期末・勤勉手当，業務手当，主任保育士手当を積算しています。
- 52 現時点では「予定」であり，今後予算要求を行います。
- 53 それぞれ「平成30年」，「平成31年」という意味です。募集要項に「平成」を追記します。
- 54 引継ぎの状況に応じて，保育所，保育課，移管先法人で引継ぎの日数を検討します。
- 55 保育所，保育課，移管先法人で，子どもの様子や引継ぎの状況から，共同保育に必要な体制を検討し，保護者に説明したうえで減らすこととしています。
- 56 定期的に別紙4の内容について京都市が確認し，三者協議会で報告します。
- 57 表記を統一し，「重大な違反」とします。
- 58 「当分の間」と特記していない項目についても，基本は移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間を想定しています。
- 59 損害賠償は重大な違反により，損害が発生した場合に請求します。
他の法人への再移管については，当該法人による運営の継続が適切でないと京都市が判断した場合に実施します。
京都市が再公募を基本に，状況に応じて判断します。判断に当たっては，必要に応じて専門家（法律等）に相談します。
- 60 今回と同様に公募します。
- 61 違反の内容，程度によるので，軽微，一時的な違反をもって必ず行くとまでは言い切れません。
- 62 （2に対する回答と同様です。）
- 63 「なお」以降は審査前に審査対象外とする旨を記載しています。
- 64 第2回選定部会において提示します。
- 65 募集要項別表に，施設の概要として合築であること及び緊急時の連携の必要性について記載します。
- 66 「記名」に修正します。
- 67 自己申告であり，参考に記載してもらっているものです。
- 68 提出様式に記載しています。
- 69 ⑤は定款，規約，寄付行為を指しており，主な記載事項欄に記載します。
⑧，⑨は主な記載事項欄に記載しています。
- 70 学校法人，宗教法人，個人（評議会を含む。）を指しています。
- 71 申請の資格に該当する宗教法人があるため，記載しています。
- 72 敬体に統一します。

- 73 句点の使い方を統一します。
- 74 個人（評議会を含む。）を指しています。申請の資格に該当する個人（評議会）があるため、記載しています。
- 75 運営実績は基本は様式に記載された内容で評価します。
- 76 提出様式は【様式2, 3】であり、添付書類は（別紙1）と同じです。（別紙1）の表記について、分かりやすく修正します。
- 77 「外部評価（第三者評価等）」に記載を統一します。
- 78 保育所では児童福祉法、保育所保育指針、児童憲章、児童権利宣言、児童の権利条約などを一体的に捉え保育を行っています。項目名として便宜上「法令遵守」としているものです。
- 79 「等」については、想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、各園独自の他の取組等についても確認するため、限定しないこととしています。表記の違いについては、「おたより」に統一します。
- 80 どちらも求めているものは同じです。表記を統一します。
- 81 「等」については、想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、各園独自の他の取組等についても確認するため、限定しないこととしています。表記の違いについては統一します。※【様式28】に（ ）書き追加
- 82 「等」については、想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、各園独自の他の取組等についても確認するため、限定しないこととしています。表記の違いについては、「事故防止マニュアル等」に統一します。
- 83 表記の違いについては統一します。※(1)(2)(3)を記載
- 84 表記の違いについて統一します。※別紙1の添付書類欄に「衛生管理マニュアル」を追加
- 85 申請者を特定しうる情報（団体名、個人名、住所、施設名等）を指しており、「団体名等申請者を特定しうる情報」とします。「黒塗り等」を削除し、「当該箇所を塗りつぶし、判読できないようにしてください。」とします。
- 86 選定等委員会（選定部会）の中で、項目の重要度に応じて決定しています。
- 87 審査に当たっての重要度に応じて設定しているものです。
- 88 現在、市内の保育所の運営主体として個人もおられます。
- 89 2つの視点から総合的に判断し、採点するものであり、不適当とは考えておりません。
- 90 2つの視点から総合的に判断し、採点するものであり、不適当とは考えておりません。
- 91 苦情を解決できたかだけでなく、苦情解決の過程が重要であるため、当該審査基準としています。
- 92 人材育成の一つの方法として、研修の実施について確認をしているものです。研修の実施状況から、申請者がどのような問題意識や考え方をもち取り組んでいるかを審査します。

- 93 「経営、運営状況」に団体の活動全般が含まれると解釈できるため、「等」を削除します。
- 94 「等」については、想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、各園独自の他の取組についても確認するため、限定しないこととしています。
保育所では児童福祉法、保育所保育指針、児童憲章、児童権利宣言、児童の権利条約などを一体的に捉え保育を行っています。項目名として便宜上「法令遵守」としているものです。
- 95 2つの視点から総合的に判断し、採点するものであり、不相当とは考えておりません。
- 96 「子どもを主体とした保育」とは、保育士主導ではなく、子どもが主体的に生活、活動を行えるよう、子どもの思いを受け止め、子どもの興味や関心を更に広げたり、深めたりできるような言葉かけや環境構成を大人が行う保育です。
【様式15】により、エピソードを記載してもらいますが、エピソードから、子どもの主体性をどのように捉え、保育士がどのような関わりを行っているかを読み取り、審査します。
- 97 「産休明けから（生後57日以降）の保育を実施しているか」に修正します。
- 98 「等」については、想定されているものを例示していますが、例示しているものに限らず、幅広く申請者の取組を確認するため、限定しないこととしています。
- 99 職員の配置バランスを審査しています。
過去の選定等委員会において、法人園全体のマンパワーを知る必要があるとの意見があり、審査することとしたものです。
- 100 「等」については、想定されているものを例示していますが、例示しているものに限らず、幅広く申請者の取組を確認するため、限定しないこととしています。
- 101 プロセスについて審査していないものではなく、職員、保護者への説明も重要な要素であると考えています。
- 102 民生委員、自治会、つどいの広場、児童館、保育園、保健センター、子ども支援センターなど様々な機関が想定されますが、これらに限らず、園独自の地域交流の取組について確認するため、限定しないこととしています。
- 103 事業計画の項目であり、基本的な考え方、今後の取組について明記されているか審査する項目であるためです。
- 104 事業計画の項目であり、基本的な考え方、今後の取組について明記されているか審査する項目であるためです。
- 105 「利用者の意見聴取を行うこと」と「苦情解決体制を確立すること」を並列で記載しています。
想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、独自の取組についても確認するため、限定しないこととしています。
- 106 3つの視点から総合的に判断し、採点するものであり、不相当とは考えておりません。
- 107 「等」については、想定されているものを例示していますが、例示しているものに限らず、幅広く申請者の取組を確認するため、限定しないこととしています。
- 108 判読できるよう書式を整えます。
- 109 「等」を削除します。

- 110 想定されるものを例示していますが、例示しているものに限らず、PRできることを評価するため、限定しないこととしています。
- 111 実地審査の評価点には入りません。表現については検討します。
- 112 実際の審査項目に記載しているもの（温湿度、通風、音）が含まれるほか、配慮していることについて確認するため限定しないこととしています。
- 113 例示として記載していますが、指摘を踏まえ修正します。
- 114 他に遊ぶ時間、日課、自然環境が想定されます。
- 115 他に食具、献立、盛り付けなどが想定されます。
- 116 保護者との情報交換について、様々な方法を取り入れ取り組んでいるかを審査する項目であり、不適当とは考えておりません。
- 117 他に懇談会や家庭訪問が想定されますが、園独自の取組があればこれらに限定されるものではありません。
- 118 「「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間」と修正します。
- 119 118の意味であることを共通認識としており、協定が無効とは考えておりません。
- 120 6年間を見通して、育ちの連続性を踏まえた保育を指しています。
- 121 歳児別受入割合は年度や時期によって異なり明確に示せないためです。
- 122 「産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること」に修正します。
- 123 「移管日の前日に在所している」に修正します。
- 124 123の意味であることを共通認識としており、協定が無効とは考えておりません。
- 125 「保護者に」を追加します。
- 126 協議することを必須事項としています。
- 127 日常的な設備点検を含んでいます。
- 128 「専任の施設長とし」と修正します。
- 129 非連続の勤務年数も含みます。また、非正規としての経験年数も含みます。
- 130 社会福祉事業に関連する職務経験を指します。
- 131 他都市の例を参考に、若手、ベテランがバランスよく配置されるよう設定しています。
- 132 非連続の勤務年数も含みます。また、非正規としての経験年数も含みます。
- 133 指導的立場に立つことが想定される職員のうち少なくとも1名は乳児保育経験があることを求めているものです。
- 134 同法人での経験年数が長い方が、法人の理念や保育方針をより理解し、それらに基づく経験の積み重ねがなされていると考えられるためです。
- 135 選定部会で審議します。

- 136 誤りであるため修正します。
- 137 季節ごとの食事、行事食、衛生管理などについては、引継ぎ期間中に園長予定者及び主任予定者に引き継ぐとともに、書面でも引継ぎを行います。
- 138 「～希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等又はそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること」とします。
移管対象保育所での雇用を想定しています。
- 139 移管先団体に採用の自由があるため、義務とはできません。
- 140 「不誠実に応じる」ことや「応じないこと」はないと考えられますが、応じる姿勢を明記しています。
- 141 引継ぎ・共同保育で保育の引継ぎを行うに当たり必要な姿勢を明記したものであり、基本的な姿勢として基本事項の「遵守状況の検証に応じる」に含まれます。
- 142 「等」を削除します。
- 143 初任保育士研修、中堅（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）保育士研修、主任研修、乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、造形研修、臨時的任用職員（調理師）研修
市営保育所で大切にしている保育の理解の促進につなげることを目的としています。
- 144 開催時期や時間帯が含まれます。
- 145 保育標準時間帯を超える場合は京都市で負担します。
- 146 開催の目安を記載したものであり、別添4では臨時開催があることを記載しています。
- 147 具体的に想定されるものを例示しているものであり、経営状況にかかわらず法人等の運営に係る情報についての情報開示を求めているものです。法人等の情報について法令で義務化されているもの以外について、自主的な開示を求めています。
- 148 保育所において、保育内容等の変更を行う際は保護者に説明し、理解を求めることが必要ですが、必ずしもすべての保護者の同意、理解を得ることができるとは限らないためです。
- 149 違反の内容及び状況を確認のうえ、損害賠償請求するか判断します。保育課が関係部署と協議し、京都市として決定します。
- 150 「不誠実に応じる」ことや「応じないこと」はないと考えられますが、応じる姿勢を明記しています。
- 151 入所状況によってはあり得ると考えています。
- 152 状況を確認のうえ、損害賠償請求や再公募について検討を行います。
- 153 「受け止め、」で統一します。
- 154 保育所は保育所保育指針に規定されていることを踏まえ、保育を実施しなければならないとされており、保育指針に規定されている事項の具体の適用については、内容によって、遵守しなければならないもの、努力義務が課されるもの、基本原則にとどめ、各保育所の創意や裁量を許容するもの等を区別して規定されています。
- 155 移管に当たっては、市営保育所の大切にしてきた保育の理念や考え方を尊重してもらう必要があると考えています。そのうえで保育内容を維持しつつ移管先法人の良いところを融合させ、保育の質の更なる向上につなげてもらいたいと考えています。

- 156 移管日の前日に在所している児童を意味しています。
- 157 障害児の保育については、個別指導計画に基づき実施しており、個人によって異なります。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」は障害児保育についての要領ではなく、京都市の障害児保育の取組の一部に「京都市対応要領」は含まれるものです。
- 158 努めていただく必要はあることから「積極的に」と追記していますが、結果については、必ずしも施設側だけの努力で現れるものではないと考えています。
- 159 保育理念に宗教性があっても市営保育所の保育は引き継げると考えています。
- 160 -
- 161 市営保育所で実施している子育て支援事業は多数あるため、「等」と記載しています。
- 162 保護者会費を指しています。
- 163 現在確認中であり、別途回答します。
- 164 市営保育所で実施している保育を引き継ぐものであるため、全市営保育所で実施しているサービスを見直すに当たり、不当なものとは考えておりません。
- 165 これまで各クラス1名としていますが、2名としたいという要望はありませんでした。保護者会からそのような意見があれば、保育所によって異なることもあり得ると考えています。
- 166 平成28年度から保育担当課長は担当課長に変更していますので、担当課長に変更します。
- 167 実例として、法人の理事長や法人事務担当者がいます。
- 168 「基本事項」には、保育体制の確保に係りこれまでの実績を目安と記載しているものであり、別添4に特に記載する必要はないと考えています。
- 169 必要に応じて、保護者、移管先法人、京都市いずれかから開催の提案があった場合に、三者で調整のうえ実施します。
- 170 「移管日の前日に在所している」に修正します。
- 171 保育体制の確保については、「基本事項」として移管先法人等に求めていることであり、三者協議会の説明としては記載しておりません。
- 172 傍聴が可能であることについて記載します。
傍聴者については、職員体制から保育体制をとることができないため、同伴での参加をお願いしています。
- 173 分かりやすくするため、「いずれかをチェックしてください。」と記載します。
- 174 申請の資格を満たさないため、審査の対象外とします。
- 175 担当者は施設の従事者のほか、法人の事務局が想定されます。電話等の「等」としてはFAX番号の記載を求めています。項目名として明記する必要はないと考えております。
- 176 2名の記入を求めています。
- 177 遵守する意思表示を確認するために提出を求めています。